

## 付 議 第 16 号

### 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 及び第 18 条の 7 に規定する指定保育士養成施設に関する事務等について平成 15 年 4 月 1 日高知県告示第 225 号により高知県教育長に補助執行させることとした事務を見直した上で、知事の事務を補助執行させるものを改めることについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 27 号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(27) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

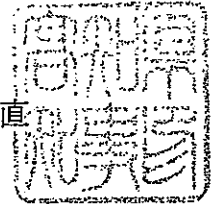


別紙

27 高行管第 398 号  
平成 28 年 3 月 29 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久 様

高知県知事 尾崎 正直



### 補助執行の協議について

次の事務を貴委員会教育次長に補助執行させることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

#### 記

#### 1 補助執行させる事務

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務
  - ア 指定保育士養成施設の指定（法第 18 条の 6 第 1 号）
  - イ 指定保育士養成施設の長からの報告の徴収等（法第 18 条の 7 第 1 項）
  - ウ 保育士試験の実施（法第 18 条の 8 第 2 項）
  - エ 指定試験機関の指定（法第 18 条の 9 第 1 項）
  - オ 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可等（法第 18 条の 10）
  - カ 指定試験機関の保育士試験委員の選任及び解任の認可等（法第 18 条の 11 第 2 項において準用する法第 18 条の 10）
  - キ 指定試験機関の試験事務規程に係る認可（法第 18 条の 13 第 1 項）
  - ク 指定試験機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算に係る認可（法第 18 条の 14）
  - ケ 指定試験機関に対する監督命令（法第 18 条の 15）
  - コ 指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査（法第 18 条の 16 第 1 項）
  - サ 保育士登録証の交付（法第 18 条の 18 第 3 項）
  - シ 保育士の登録の取消し及び名称の使用停止命令（法第 18 条の 19）
  - ス 保育士の登録の消除（法第 18 条の 20）
  - セ アからスまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事務
- (2) 放課後児童健全育成事業に関する事務

#### 2 補助執行させる理由

所管する事務と一体的に執行することが、より効果的かつ効率的であるため、平成 15 年 4 月 1 日高知県告示第 225 号により高知県教育長に補助執行させることとした事務を見直した上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部改正において、教育長は執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり代表者という位置づけとされたことにより知事の事務を補助執行させることができないとされたことから、補助執行させる相手方を高知県教育次長に変更するもの。

- 3 補助執行させる年月日  
平成28年4月1日

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

1 補助執行させる事務の見直し等

(1) 指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条により、指定保育士養成施設の指定及び監督に関する事項が、厚生労働大臣から都道府県知事に権限が移譲されることに伴う事務の追加。

ア 権限移譲の時期

子ども・子育て支援法の施行の日から起算して、1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 28 年 3 月 31 日を予定）

イ 移譲する内容

指定保育士養成施設への指定及び監督に関する事項

- (ア) 指定保育士養成施設の指定に関する業務
- (イ) 指定保育士養成施設に係る各種変更承認に関する業務
- (ウ) 指定保育士養成施設に係る各種変更届出の受理に関する業務
- (エ) 指定保育士養成施設に係る事業報告の受理
- (オ) 指定保育士養成施設に係る報告徴収及び指導に関する業務
- (カ) 指定保育士養成施設に係る指定の取消に関する業務
- (キ) 指定保育士養成施設に係る指定の取消承認に関する業務

ウ 移譲する業務の流れ



エ 権限移譲に向けたスケジュール等

| 1月 | 2月       | 3月               | 4月           |
|----|----------|------------------|--------------|
|    | 政令公布(下旬) | 業務マニュアルの送付(2月中旬) | 地方厚生局との事務引継  |
|    |          |                  | 権限移譲(31日)    |
|    |          |                  | 都道府県において業務実施 |

(2) 指定試験機関の指定等に関すること

現行は、指定試験機関の指定（法第18条の9第1項）で同機関に関する事務も行っていたが、今回補助執行させる事務を見直し、追加するもの。

ア 今回追加するもの

- (ア) 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可等（法第18条の10）
- (イ) 指定試験機関の保育士試験委員の選任及び解任の認可等（法第18条の11第2項において準用する法第18条の10）
- (ウ) 指定試験機関の試験事務規程に係る認可（法第18条の13第1項）
- (エ) 指定試験機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算に係る認可（法第18条の14）
- (オ) 指定試験機関に対する監督命令（法第18条の15）
- (カ) 指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査（法第18条の16第1項）

2 補助執行する者の変更

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が教育委員会の補助機関でなくなり、知事の事務を補助執行させることができなくなったことを考慮し、知事の事務を補助執行させる者を教育長から教育次長に改めること。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 146 号）（抄） （第 10 条関係） （抜粋）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>第 18 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。</p> <p>一 <u>都道府県知事</u>の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者</p> <p>二 （略）</p> <p>第 18 条の 7 <u>都道府県知事</u>は、保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>②・③ （略）</p> | <p>第 18 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。</p> <p>一 <u>厚生労働大臣</u>の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者</p> <p>二 （略）</p> <p>第 18 条の 7 <u>厚生労働大臣</u>は、保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>②・③ （略）</p> |

【高知県】保育士養成施設一覧(平成27年4月1日時点)

○指定保育士養成施設

| 所在地 | 名 称                           | 種 別    | 経 営 主 体        | 入 学 定 員 | 修 業 年 限 | 取 得 資 格                                      | 幼 免 取 得 | 指 定 年 月 日      | 所 在 地                 | 電 話 番 号          |
|-----|-------------------------------|--------|----------------|---------|---------|--|---------|----------------|-----------------------|------------------|
| 高知市 | 高知学園短期大学 幼児保育学科               | 私立 短大  | 学校法人<br>高知学園   | 80人     | 2年      | 保育士<br>幼稚園教諭二種免許<br>短期大学士                    | 可       | 昭和48年<br>3月22日 | 高知市<br>旭天神町<br>292-26 | 088-<br>840-1664 |
| 高知市 | 高知福祉専門学校 こども福祉学科              | 私立 専修  | 学校法人<br>すみれ学園  | 50人     | 2年      | 保育士<br>幼稚園教諭二種免許<br>社会福祉主事任用資格<br>日赤救急法救急員資格 | 不可      | 平成24年<br>2月1日  | 高知市九反田<br>8-15        | 088-<br>884-8501 |
| 高知市 | 龍馬看護ふくし専門学校 こども未来学科           | 私立 専修  | 学校法人<br>龍馬学園   | 40人     | 2年      | 保育士<br>幼稚園教諭二種免許<br>短期大学士<br>社会福祉主事任用資格      | 可       | 平成26年<br>3月26日 | 高知市北本町<br>1-5-3       | 088-<br>825-0900 |
| 高知市 | 高知大学教育学部学校教育教員養成課程<br>幼児教育コース | 国公立 大学 | 国立大学法人<br>高知大学 | 12人     | 4年      | 保育士<br>幼稚園教諭一種免許<br>小学校教諭一種免許<br>特別支援教諭一種免許  | 可       | 平成27年<br>3月23日 | 高知市曙町<br>2-5-1        | 088-<br>888-8011 |

182人

○指定保育士養成施設ではないが、提携校との併修により保育士資格を取得できる学校(学科)

| 所在地 | 名 称                | 種 別   | 経 営 主 体       | 入 学 定 員 | 修 業 年 限 | 取 得 資 格  | 提 携 校                            | 所 在 地           | 電 話 番 号          |
|-----|--------------------|-------|---------------|---------|---------|--|----------------------------------|-----------------|------------------|
| 高知市 | 高知福祉専門学校 社会福祉学科    | 私立 専修 | 学校法人<br>すみれ学園 | 40人     | 3年      | 保育士<br>幼稚園教諭二種免許<br>短期大学士<br>社会福祉士(国家試験受験基礎資格)<br>社会福祉主事任用資格<br>訪問介護員2級<br>レクリエーションインストラクター<br>日赤救急法救急員資格<br>福祉住環境コーディネーター | 近畿大学<br>豊岡短期大学<br>通信教育部<br>こども学科 | 高知市九反田<br>8-15  | 088-<br>884-8501 |
| 高知市 | 龍馬看護ふくし専門学校 福祉保育学科 | 私立 専修 | 学校法人<br>龍馬学園  | 40人     | 3年      | 保育士<br>幼稚園教諭二種免許<br>短期大学士<br>社会福祉主事任用資格<br>社会福祉士受験資格   | 近畿大学<br>九州短期大学<br>通信教育部<br>保育科   | 高知市北本町<br>1-5-3 | 088-<br>825-0900 |